

令和4年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年12月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和4年12月6日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年12月6日	11時38分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		9番	鳥飼 勝美	10番	大山 勝代	
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 井上 克哉		（係長） 長野 周次		（書記） 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	中牟田 文明		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第32号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第33号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第34号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第35号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第37号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約の変更について |
| 日程第14 | 議案第38号 国スポ・全障スポ用卓球台等備品の取得について |
| 日程第15 | 議案第39号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第16 | 議案第40号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第41号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第42号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号） |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和4年第4回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、鳥飼勝美議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から16日までの
11日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規
定により監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお
目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和4年10月1日に令和4年第1回基山町子ども議会を開催し、基山中学校3年生15名が
議員役と執行部役に分かれ、3つの議案について議論しました。

次に、令和4年10月3日から5日に佐賀県町村議会議長会行政視察が京都市与謝野町で
「議会改革、議会活性化のためのこれまでの取組と今後の課題について」、「地域の未来を

つなぐよさのみらい大学について」、京丹波町で「議会改革、住民参画のためのこれまでの取組について」実施され、議長が視察研修を行いました。

次に、令和4年10月12日から13日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合特別職視察研修が岐阜県岐阜市及び多治見市で「クリーンヒル宝満熱回収施設と同形式の期間改良工事を実施済みである施設の調査・研究について」実施され、議長、末次議員、松石健児議員が視察研修を行いました。

次に、令和4年10月26日に基山町議会議員と基山町商工会役員との意見交換会が開催され、議員9名が参加しました。

次に、令和4年10月31日に佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に第25回佐賀県市町行政講演会が開催され、作家・ジャーナリストの門田隆将氏を講師に迎え、「激動の世界 日本の未来は？」を演題に講演があり、議員6名が出席しました。

次に、令和4年11月2日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会代表者会議が開催され、大山議員が出席しました。

次に、令和4年11月2日と4日から6日までの4日間「第10回町議会と語ろう会」を開催しました。議長、総務文教及び厚生産業の各常任委員会の委員と意見交換を行う形式で実施し、合計で36名の町民の方に参加していただきました。

次に、令和4年11月7日から9日に岩手県紫波町で「関係人口増加の創出について」、秋田県美郷町で「観光事業と町内特産品のブランド化推進について」、秋田県横手市で「応援市民学校等の関係人口創出について」、厚生産業常任委員が視察研修を行いました。

次に、令和4年11月9日に第66回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年11月10日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、大山議員が出席しました。

次に、令和4年11月15日から17日に富山県富山市で「ゼロカーボンシティ宣言後の取組について」、石川県加賀市で「小中学校の学力向上の取組について」、総務文教常任委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和4年11月18日に三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年11月24日に佐賀県町村議会議長会主催の町議会広報研修会が開催され、広

報広聴常任委員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1) 基山町の基金の管理と運用について 令和4年10月26日（水）

財政課から基金の概要説明を受けました。

2 調査結果

基山町は、一般会計、特別会計（国保）、企業会計（下水道）に基金を積み立てており、定例会ごとに運用内容、残高を報告している。近年は、ふるさと応援寄附基金以外に、地域優良賃貸住宅基金、森林環境譲与税基金と特定目的基金が増設されているが、弾力性のある事業や町民のニーズに合った基金の管理運用が求められている。

今回は町が管理する基金については、どのように積み立てて運用しているのか、積立額はどれくらいが妥当なのかを把握するために所管事務調査を行った。

(1) 積立限度額について

基金には積立限度額が設定されているのかとただしたところ、限度額はないとの説明であった。なお、果実運用型の基金である福祉振興基金、文化及び体育振興基金、ふるさと・水と土保全基金は元金を積み立て、運用益である利息のみをもって基金の設置目的を実現する財源等に充てるために元金が上限となる。現状は利率は低い、運用益を事業へ充当しており、積み増しも取崩しもしていないとの説明を受けた。

(2) 適正な基金の保有

財政調整基金は9月補正後で残高は8億7,962万円であるが、どれくらい残高があればよいと考えているかとただしたところ、多くあるにこしたことはないが、自治体によっては標

準財政規模（基山町は40億円弱）の何%としているところもある。基山町の財政規模はコロナ禍以降増加しているが、70億円から80億円ほどなので、その1割程度の7億円から8億円が適正ではないかとの説明を受けた。また、町として事業を行う場合、財源については国の補助事業の有無を確認し、ない場合には財源として基金の活用を町長と相談し、決定しているとの説明を受けた。

①基金積立ての基準について

決算後の剰余金（不用額等）のうち何割を積み立てるといふ基準は設けているのかとただしたところ、剰余金は実質収支比率5%以下が望ましいと言われている。剰余金については、その2分の1を積み立てているとの説明を受けた。また、不用額については、12月や3月に減額補正し、余裕があれば積み立てているとの説明であった。

地方財政法では「剰余金が出た時は2分の1を下回らない形で積み立てるか繰上げ償還に充てなければならない」となっている。今は繰上償還がないので、なるべく財政調整基金に積み立てるようにしているとの説明を受けた。

当委員会としては、予算を組んだ事業の確実な実施と剰余金を適正に残すことは大変だが、バランスよく遂行するように提案した。

②基金積立てと予算執行のバランス

令和3年度の実質収支比率は6%を超えているが、どのような経緯でそうなっているのか、行政サービスが抑えられているのではないかとただしたところ、主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種の費用を国に対して申請するときに不足することがないような額で申請しているが、結果的に不用額が生じたためである。この分については、9月補正予算にて返納金を予算化している。ただし、新型コロナウイルスワクチン接種関連を除くと5%以下になっているとの説明を受けた。

(3)今後の基金の在り方

今ある特定目的基金の多くは国主導の基金であるが、基山町が独自に目的を持って積み立てる基金創設（消防施設や町営住宅整備等）の発想はないのかとただしたところ、今のところそのような予定はなく、財政調整基金や公共施設整備基金で対応できている。過去には庁舎建設目的の基金があったので、今後全く新設しないとは言えないとの説明を受けた。

当委員会としては、大型の公共施設整備を公共施設整備基金だけで対応するのではなく、特定目的基金の項目を増やすことも検討すべきではないかと提案した。

以上で総務文教常任委員会所管事務報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。

厚生産業常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告させていただきます。

1 調査事項並びに調査期日

(1) 高齢者訪問事業の現状及び課題について、令和4年10月25日に福祉課プラチナ社会政策室から概要説明を受けました。

2 調査結果

基山町の高齢化率は現在32%程度であり、約10年後がピークとなり35%程度まで増加すると予測される。特に問題視されるのが一人暮らしの高齢者世帯の増加で、20年後のピーク時には2,000世帯にも及ぶと予測されております。

このような高齢化の進展や一人暮らしの高齢者世帯の増大に対応するため、令和3年4月に福祉課内にプラチナ社会政策室を新設。健康増進課や社会福祉協議会、民生委員など、関係各課及び関係機関との連携を図り、ワンストップ対応に努めています。また現在、行政自ら訪問するプッシュ型支援として、現状把握のための個別ヒアリングを実施中で、カルテの作成を進めているとの説明を受けました。

高齢者訪問事業の対象者と訪問状況についてただしたところ、訪問対象者数は令和4年9月末現在で在宅高齢者世帯が1,197世帯、一人暮らしの高齢者世帯が995世帯（うち施設入所者290世帯）となっています。訪問は、生活支援コーディネーター2名、集落支援員1名、地域包括支援センター1名の協力体制により、来庁者を含め776世帯への訪問を終えている。特に困難事例についてはランク分類を行い、複数回訪問しているとの説明を受けました。

また、訪問時にどのような相談があるのかただしたところ、健康に関する相談が一番多く、次いで買物や病院などへの移動支援、家族のこと、認知症となっている。健康相談に関しては看護師資格保有者の必要性を感じている。相談内容は多岐にわたるため、関係各課との連携のマニュアル化を図るとともに、終活等、多様な相談に関する基礎知識を習得し、適切な支援が行えるようスキルアップを図っていききたいとの説明を受けました。

次に、現在の人員体制及び民生委員との連携についてただしたところ、生活支援コーディネーター1名の欠員が生じているので公募で対応したい。また、民生委員との連携については、現状は気軽に相談できる信頼関係の構築が第一義と考えており、進捗状況に鑑みて適宜連携を深めていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、相談内容に応じて関係各課につなげていくためにも支援体制を図式化（見える化）し、健康寿命の延伸、移動手段の拡充、認知症高齢者支援など、円滑な高齢者支援が行えるよう関係機関との連携強化を図っていくよう提案いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。今日は、令和4年第4回定例議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」外4件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、工事請負契約案件が「下工3補第1号宝満川処理区第2污水幹線管路築造工事（1工区）請負契約の変更について」、財産取得案件が「国スポ・全障スポーツ卓球台等備品の取得について」、予算案件が「令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号）」外3件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

オミクロン株になってからの新規感染者数は、かつてない勢いとなり増加したため、感染者発生届の全数報告が医療機関や保健所の大きな負担となり、救急医療や通常診療に支障が出るおそれがあることから、佐賀県では全国に先駆け全数把握の簡略化が9月2日から実施されております。そして、軽症・無症状の方など、発生届から外れる方に、これまでどおりの必要に応じた支援をするため佐賀県独自の「フォローアップシステム」を導入され、対応

されております。

佐賀県の新規感染者数につきましては11月中旬から徐々に増加しており、11月下旬には9月6日以来84日ぶりに1,000人を超える感染者数となっております。

町民の皆様方には、大切な人と日常生活を守るため、今後もマスクの着用や手洗い、3密の回避、換気などの基本的な感染対策を徹底していただくようよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

11月末現在のワクチン接種率につきましては、1回目・2回目接種対象人口1万7,491人に対し、1回目の接種者1万4,227人、接種率81.3%、2回目の接種者1万4,167人、接種率81%となっております。

3回目の接種は、接種対象人口1万7,491人に対し、接種者1万1,947人、接種率68.3%、12歳以上の4回目接種は、接種対象人口1万5,691人に対し、接種者7,611人、接種率48.5%、60歳以上の5回目接種は、接種対象人口6,843人に対し、接種者1,363人、接種率19.9%となっております。

5歳から11歳の小児接種につきましては、接種対象人口1,092人に対し、1回目の接種者220人、接種率20.1%、2回目の接種者212人、接種率19.4%、3回目の接種者71人、接種率6.5%となっております。

11月5日から開始されておりますゼロ歳から4歳の乳幼児接種につきましては、接種対象人口708人に対し、1回目の接種者8人、接種率1.1%、2回目の接種者4人、接種率0.5%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付いたします「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、11月末現在、1,383世帯に1億3,830万円の給付を行いました。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、11月末現在、61世帯122人の方に610万円の給付を行いました。

物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から18歳までの子どもを養育している子育て世帯に対し、1世帯当たり1万円を給付いたします「基山町子育て世帯生活支

援臨時給付金」につきましては、11月末現在、1,271世帯に1,271万円の給付を行いました。

原油価格や物価の高騰の影響を受け、生活費の負担増加となっている準要保護世帯や特別児童扶養手当受給世帯、多子世帯に対して、1世帯当たり2万円を給付いたします「生活支援臨時給付金」につきましては、11月末現在、62世帯に124万円の給付を行いました。

原油価格や物価の高騰の影響を受け、生活費の負担増加で特に生活支援が必要になっている住民税非課税の一人暮らし高齢者世帯や児童扶養手当受給世帯に対して、1世帯当たり2万2,000円相当の商品券を給付いたします「プレミアム付商品券支給事業」につきましては、11月末現在、666世帯に給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため新生児1人当たり5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、11月末現在、67人の方に335万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に対する「中小企業等緊急支援事業」につきましては、11月末現在、52件、757万3,000円の申請がっております。

経済活性化を目的としたプレミアム付商品券につきましては、10月末までの使用率は約81.2%となっております。また、追加発行分につきましては、5,000冊、発行総額3,450万円分を11月23日と27日に先着順に一般販売を行いました。当初発行分、追加発行分ともに、使用期限は令和5年1月31日までとなっております。

次に、消防防災関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月13日に秋季防火訓練を実施しました。今回は、第8部管内の大城地区で、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防御訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による、災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。当日は、地域の皆様の多くの参加と鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部の協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、シティプロモーション事業についてでございます。

本町の魅力ある取組やおもてなしを広く周知・発信し、本町の知名度の向上、観光客の誘客拡大や関係人口の増加等を目的として実施しておりますマスメディアを活用したシティプ

ロモーション事業につきましては、町内16か所を巡るデジタルスタンプラリーとインスタグラムでの基山町の隠れた魅力発信や基山町ふるさと大使「どぶろっく」を起用したテレビCMを制作・放映しているほか、観光誘客や知名度を向上させるためのポスターを福岡都市圏にある30のJR駅や町内各所へ掲示する事業を行っております。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトの一環として、今年度から予算を増額して実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、11月末現在、申請件数が38件となっております。

移住体験住宅につきましては、11月末現在の利用件数は宮浦体験住宅9件、小倉体験住宅4件となっております。今年度利用された方のうち、1人の方に本町へ移住していただきました。

町営住宅につきましては、園部団地建て替えに伴う個別相談を行いながら、入居者の皆さんの移転を円滑に進めているところでございます。11月末現在、1世帯の方に移転していただいたところでございます。

コミュニティバスにつきましては、10月1日から若基小学校前及び瀧光徳寺の2か所のバス停新設と2号車本桜線を5便から6便に増便したことに伴うダイヤ改正を行いました。また、通勤・通学に使えるように2号車の運行時間の変更や「小学生用1か月フリーパス」を設け、利用者の利便性向上を図りました。

次に、基山町無料職業紹介所についてでございます。

働きたい人と地元事業者のマッチングを促進し、町内での雇用確保と若者の定住を図るため、職業紹介やあっせん事業を実施しております基山町無料職業紹介所につきましては、平成30年12月の開所から本年10月末までの求人受付件数は1,400件を超え、雇用契約件数は164件となっております。今後も、きめ細かな求人情報の収集や提供に努め、雇用機会の創出向上を後押ししてまいります。

次に、「JR九州ウォーキング」、「きやま門前市」についてでございます。

秋の紅葉シーズンに合わせ「JR九州ウォーキング」、「きやま門前市」が11月26日の同日に開催されました。

秋の「JR九州ウォーキング」は、1,072人の参加があり、JR基山駅から大興善寺を周遊するコースでは、随所で町内の事業者やボランティア団体などの皆様に「おもてなし」の

御協力をいただきました。また、今回、町が実施するマスメディアを活用したシティプロモーション「DEEPKIYAMA100」と連携し、コース上の店舗等への立ち寄りのきっかけとなるようスマートフォンアプリを活用したデジタルスタンプラリーが実施されました。

基山町産業振興協議会主催による「第10回きやま門前市」につきましては、大興善寺の大駐車場で開催され、町内外から27事業者による出店をいただきました。今回10回目を記念して踊りや歌などのステージイベントも開催され、約2,500人の方においでいただき、にぎわいました。

次に、「きやまヒルクライム」についてでございます。

自転車による観光誘客を促進するため、11月20日に佐賀県初となる登り坂のタイムを競う自転車レース「きやまヒルクライム」を開催しました。

コースは瀧光徳寺から基山草スキー場までの約1.7キロメートルで競われ、県内外から88人の参加があり、参加者の約半数は福岡県からの参加で、遠くは大阪からの参加もありました。

当日は天候にも恵まれ、秋空の中での自転車イベントを楽しんでいただきました。

また、前日の11月19日にはプレイベントとして2歳から小学2年生を対象としたランニングバイクのレースイベントの「ちびっこのりだー1DAY基山」を開催し、48人の参加がありました。時折小雨となりましたが、子どもたちによる熱戦が繰り広げられました。

次に、生涯学習についてでございます。

「第75回県民スポーツ大会」が10月15日、16日、23日に武雄市・鹿島市周辺を会場に開催され、約6,800人の選手により熱戦が繰り広げられました。基山町は、ソフトボールAが優勝、軟式野球A、サッカー、ゴルフが準優勝するなど、町の部で5位の成績となりました。

3年ぶりとなる「第42回基山町文化祭」は11月1日から3日まで、町民会館において開催されました。文化祭では、文化協会会員等による熱の入ったすばらしい演技や作品展示を行っていただき、基山町の文化振興を図ることができました。

11月13日には、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催の「第32回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」が開催され、基山町ではラージボール卓球競技を開催しました。

次に、「きやまづくり大学」についてでございます。

町民、町民活動団体、事業者及び町が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、情報の発

信や解決策を実践する人材の育成を図ることを目的に「きやま人づくり大学」を開講しており、今年度は基山（きざん）をテーマに4回の開催を計画しております。

第1回を10月22日に佐賀県の實松文化・環境局局長を講師に開催し、佐賀県の史跡を利用した観光事業について講演いただきました。講座は60人の参加をいただき、基肆城について活発な意見交換が行われました。第2回は11月26日に西高辻太宰府天満宮宮司を講師に開催し、太宰府天満宮の取組について講演いただきました。講座は50人の参加をいただき、基山町との関係について理解を深めることができました。今後も充実した講座となるよう取り組んでまいります。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のために、特定健診及び各種がん検診を10月と11月に5日間、婦人がん検診を9月と10月に9日間実施し、本年度につきましては終了しました。現在、健診結果説明会や個別訪問等による特定保健指導を行っております。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、10月1日に総合体育館で運動会を、12月3日に町民会館でお遊戯会を開催しました。

各イベントでは、園児が堂々と自信を持って演技や演奏を披露し、園児の健やかな成長を保護者の皆さんと共に確認し、共に喜び合うことができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

11月5日に第42回基山町青少年健全育成町民大会が開催され、少年の主張発表では、町内の小中学校生8人が約250人の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、アトラクションとして、基山中学校吹奏楽部による演奏を披露していただき、大会は盛会に終わりました。

次に、生活環境関係についてでございます。

今年で10回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月20日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみの清掃等を行い、町内の環境美化の推進に御協力いただきました。町内の9事業所・1団体から30人の方にも参加いただき、庁舎周りや総合公園周辺道路の清掃活動に御協力いただきました。

11月12日には、基山（きざん）の環境を保全するため、基山町、きざんオキナグサ保存会、基肆散歩会、基山の歴史と文化を語り継ぐ会、基肆かたろう会の皆様と九州電力送配電株式

会社が行っておられます「こらぼらQでん」事業と共催し、総勢57名の方により基山（きざん）と周辺道路の清掃活動を実施しました。

また、飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情が増えてきていることから、犬のしつけについて考えてもらう「犬のしつけとマナー教室」を10月23日に開催しました。

当日は晴天に恵まれ、19人の飼い主と10頭の犬が参加し、講話と実技を通して犬への接し方や散歩の仕方等の犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

伊勢前・野副線外交通安全施設工事につきましては、令和4年9月30日から令和5年2月16日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,287万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は20%でございます。

次に、図書館についてでございます。

図書館事業につきましては、10月22日に図書館開館時間を19時半まで延長して「竹あかりナイトin図書館」をボランティア団体「手をつなごう図書館の会」と共催で開催しました。町民の皆さんには、図書館周辺に灯した竹灯籠やダンスパフォーマンス、ミニコンサート等とともに、夜の図書館を楽しんでいただきました。

11月5日には図書館多目的室でブックリサイクルを行い、10時の開始前には列ができ、196人の方に参加いただきました。このほか、「雑誌付録の抽選会」や毎月開催しております「大人のための映写会」、時事や季節に合わせた特別展示等を行いました。

今年度の入館者数、貸出冊数は、増加しており、10月までの入館者数は8万6,121人で、前年比124%、貸出冊数は16万8,279冊で前年比112%となっております。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

11月末現在、3万2,436件、5億3,004万円の寄附申込みをいただいております。昨年と同時期と比較しますと、件数で10.4%の減、金額で7.9%の減となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせてい

たきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

来年4月に小学校へ入学予定の162名の子どもたちを対象として、就学時健康診断を11月4日と11月7日の2日間、保健センターで実施しました。

小学校の学校行事につきましては、長崎への修学旅行を若基小学校6年生は9月21日から、基山小学校6年生は10月17日から1泊2日でそれぞれ実施をしました。また、2校の運動会を10月22日に実施しました。

次に、中学校の学校行事関係についてでございます。

9月14日から15日の日程で3年生は、広島方面に1泊2日の修学旅行を実施しました。2年生は、職場体験を2日間、46事業所の協力を得て、実施しました。1年生は、1泊2日の宿泊研修を黒髪少年自然の家で実施しました。

また、10月29日に文化発表会を体育館で行い、多くの保護者の方に御覧いただきました。

部活動関係では、鳥栖・基山地区中学校駅伝大会が10月7日に行われ、男子、女子ともに準優勝し、男女そろって佐賀県中学校駅伝競走大会に出場しました。

次に、放課後児童クラブ関係についてでございます。

令和5年度の申込みを11月1日から11月30日まで行い、長期休業中のみも含め、ひまわり教室240名、コスモス教室68名の申込みを受け付けました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き、御神幸祭及び園部くんちは神事のみの実施となりました。

9月10日から10月23日まで、基山の民俗芸能に関する道具や衣装の実物展示、パネルで紹介する特別展「きやまの民俗芸能」を町立図書館の郷土資料コーナーで開催いたしました。

また、10月18日から10月28日まで「基肆城絵はがきコンクール2022」に応募されました1,121点の作品について佐賀県庁の県民ホールで展示を行いました。

最後に、寄附金についてでございます。

基山町ソフトボール協会様より11月8日に3万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～18 議案第32号～議案第36号、同意第4号、議案第37号～議案第42

号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第32号から日程第11. 議案第36号、日程第12. 同意第4号、日程第13. 議案第37号から日程第18. 議案第42号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和4年第4回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回、条例案件5件、人事案件1件、工事請負契約案件1件、財産取得案件1件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第32号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、初任給及び若年層の給料月額の変更並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第34号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第35号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引上げを行うため、「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「町長、副

町長及び教育長の諸給与条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてでございます。

「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、職員の定年の引上げ並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の創設その他所要の規定を改正するため「基山町職員の定年等に関する条例等」の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き鳥飼秀巳氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第37号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約の変更についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、令和4年2月14日に指名競争入札に付した下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約について、変更請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第38号 国スポ・全障スポ用卓球台等備品の取得についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、令和4年11月17日指名競争入札に付した国スポ・全障スポ用卓球台等備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第39号から議案第42号までは、令和4年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第39号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、補正予算として1億7,231万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせます

と、一般会計予算総額は歳入歳出とも88億2,938万1,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてでございます。

10月6日の臨時会にて予算を御可決いただいておりますが、不足額が見込まれますので、増額をお願いしております。

補正額は700万円でございます。

次に、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）についてでございます。

前年度実績による精算分の支払いのため、追加をお願いしております。

補正額は1,755万6,000円でございます。

次に、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費についてでございます。

サービス利用の増加に伴い増額をお願いしております。

補正額は1億409万7,000円でございます。

次に、県内プロスポーツ交流事業委託料についてでございます。

県内のプロスポーツチームの支援及びスポーツ振興を図るため寄附をいただきました「ふるさと納税」を活用し、実施いたします委託料の追加をお願いしております。

補正額は650万円でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。

本年7月豪雨により被災した七反田地区の農地農業用施設災害復旧工事費の追加をお願いしております。

補正額は828万8,000円でございます。

以上、概要について申し上げますが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第40号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として112万円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億5,564万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険基盤安定繰入金等による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第41号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として89万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億1,398万9,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、健康診断等の保健事業委託料による増額でございます。

議案第42号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として1,197万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は10億2,330万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、負担金等による増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時40分まで休憩します。

～午前10時29分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第32号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第32号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令に規定された選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に伴う選挙公営の限度額が引き上げられました。本町は公職選挙法施行令で定める額と同じ限度額を規定しているため、今回、同様の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

第4条の選挙運動用自動車の使用、公費負担額の第2号アの自動車借入額を「15,800円」を「16,100円」に、同号イの燃料費を「7,560円」を「7,700円」に引き上げます。

第8条では、選挙運動用ビラの作成単価を「7円51銭」を「7円73銭」に引き上げるもの
でございます。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成単価を「525円6銭」を「541円31銭」に、企画費
を「310,500円」を「316,250円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

次に、第33号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基
山町職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴い、
職員給与などの改正を行うものでございます。

まず、第1条及び第2条につきましては、任期付職員のうち、特定任期付職員の給料及び
期末手当等の改正について規定しております。

第1条では、特定任期付職員の1号給の給料月額を、給与が1,000円の引上げ、令和4年
12月の期末手当を0.05月の引上げとするものがございます。

第2条では、令和4年度で引き上げた期末手当分を、令和5年度以降について、6月、12
月分に再配分するものがございます。

次に、第3条及び第4条につきましては、一般職の給料及び勤勉手当の改正について規定
しております。

第3条では、令和4年12月の勤勉手当の一般職を0.1月、再任用職員分を0.05月、それぞ
れ引上げを行うとともに、若年層の号給を引き上げ、平均給与改定率0.3%の行政職給料表
の改正を行っております。

第4条では、令和4年度引き上げた勤勉手当分を、令和5年度以降について6月、12月に
再配分するものがございます。

最後に施行日でございますが、公布の日から施行するとし、第2条及び第4条の規定は令
和5年4月1日から施行します。

また、第1条及び第3条の規定による改正後の基山町職員の給与に関する条例は、令和4年4月1日から適用いたします。

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についての詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第34号、議案第35号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

次に、議案第34号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第35号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、併せて詳細説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改定に準じ、特別給、いわゆるボーナスについて、特別職の国家公務員の特別給も一般職の指定職職員に準じて改定をされ、特別給が0.05月分引き上げられております。このため、本町においても同様に期末手当を改正するものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行するとし、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正第2条の規定は、令和5年4月1日から施行させていただきます。

また、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正第1条の規定は、令和4年4月1日から適用させていただきます。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第36号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

次に、議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。

今回の議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正につきましては、地方

公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の定年引上げ並びに管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の創設、その他所要の規定を改正するために提案するものでございます。

改正の概要につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

議案資料40ページをお願いいたします。

国家公務員の定年の年齢が65歳に引き上げられることを受けて、地方公務員法が改正をされました。このため、本町においても、令和5年度から2か年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和14年度から65歳定年となります。

41ページをお願いいたします。

職員の勤務条件でございますが、60歳に到達する年度までの勤務条件は、現行も改正後も同様となります。

60歳に到達した最初の4月1日以降については、配置される職は4級係長以下の職となります。5級主幹以上の管理監督職にあった者については、原則として役職定年により4級係長以下の職となります。

給料月額は60歳時点の7割水準となります。

諸手当については、原則、役職定年となりますので、管理職手当の対象とはなりません。通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当については対象となります。

再任用制度につきましては、60歳以後に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、定年退職相当日までの間、短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務職員制度が新たに導入されます。

短時間勤務の上限は週31時間以内、1日に7時間45分といたしますと、週4日以内となります。

また、定年引上げによる現行再任用制度は廃止となりますが、定年の段階的な引上げ期間において、現行の再任用制度に関わる暫定再任用制度が導入されます。

改正の詳細につきましては、基山町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表にて御説明します。

議案資料17ページをお願いいたします。

第1条関係、基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてでございます。

第3条は、定年の年齢を60歳から65歳にする改正でございます。

第4条は、職員の定年の特例を定めるもので、特別な場合は定年退職日を1年以内ごとに最長で3年間延長できる規定でございます。

19ページをお願いいたします。

第6条は、役職定年制の対象とする管理監督職について、管理職手当を支給される職員及び主幹の職員とするものでございます。

第7条は、役職定年を60歳とする規定でございます。

第8条では、任命権者が役職定年による降任を行うに当たっての遵守すべき基準を定めております。

20ページをお願いいたします。

第9条では、役職定年の例外、特例任用について定めております。

22ページをお願いします。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めております。任命権者は、年齢60年に達した日以後、定年退職日前に退職した者を、従前の勤務実績などに基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる旨及び任期について定めております。

23ページをお願いいたします。

附則第4項では、当分の間、職員が年齢60年に達する年度の前年度、59歳となる年度中に、当該職員に対し、年齢61年に達する年度から適用される任用及び給与に関する内容その他の必要な情報を提供し、勤務の意思の確認を行うよう努めるものとしております。

24ページをお願いします。

第2条関係、基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。この改正では、職員の意に反する降給の事由を定め、役職定年による降格があることを明確にしたものでございます。

27ページをお願いいたします。

第3条関係、基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。この改正では、地方公務員法の一部改正による短時間勤務の職の引用条項の規定を整備し、任命権者が町長に報告しなければならない人事行政の運営の状況について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、その報告に係る対象となる旨を定めるものでございます。

第4条関係、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、減給処分は減給処

分発令時の給料月額 $\frac{1}{10}$ 以下を減ずることとしておりますが、定年延長により60歳に達した日後の最初の4月1日から給料月額が7割水準に減額となることに伴い、処分の適用される期間中に7割水準に減額となった場合には、その時点から7割水準に減額後の給料月額の $\frac{1}{10}$ に相当する額を減ずるものとするとしております。

第5条関係、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。再任用短時間勤務制度を継承する定年前再任用短時間勤務制に係る職員の勤務時間に関する規定を整備するもので、条例中の再任用短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

29ページをお願いいたします。

第6条関係、基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条及び第9条では、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、役職定年の適用を延期された管理職を加えるものでございます。

30ページをお願いいたします。

第17条では、給与条例の改正に伴う読替規定の整理を行うとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第18条、第19条では、改正前の条例では、再任用短時間勤務職員は部分休業をすることができることとしていましたが、改正後の条例では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員が部分休業をすることができる旨を定めるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第7条関係、基山町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第6条第1項から第7項につきましては、職員の昇給に係る勤務成績の評価期間を実態に合わせ見直し、所要の規定の整備を行うものでございます。

同条第11項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料決定について定め、再任用職員に係る規定を削るものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を乗じ、勤務を要する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするものでございます。

33ページ、第14条、通勤手当、34ページ、第16条、時間外勤務手当、35ページ、第21条、期末手当、36ページ、第22条、勤勉手当につきましては、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員について定め、再任用職員に係る規定を削るほか、規定の整備を図るものでございます。

第23条では、定年前再任用短時間勤務職員については、第6条第3項、同条第4項、同条第5項から10項、第11条、第12条、第13条の規定は適用しないことを定めております。

附則第2項では、当分の間の措置として、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日——特定日と申します——以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とするものでございます。

37ページ、附則第3項では、附則第2項の給料月額の7割措置は、臨時的任用職員、一般の任期付職員及び会計年度任用職員などの非常勤職員、定年に達した職員であって、勤務延長により勤務している職員、異動期間を4月1日以降も延長されている管理監督職員については適用しないものとしております。

附則第4項では、役職定年により降任された職員であって、降任をされた日に附則第2項の規定により、当該職員の受ける給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により、受ける給料月額のほかに、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給するものでございます。

附則第5項では、附則第4項に係る給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高号給を超える場合は、最高号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額の差額に相当する額を給料として支給するものとしております。

38ページをお願いいたします。

附則第6項では、附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して、附則第4項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員につきましては、当分の間、附則第4項または第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給するものとしております。

附則第7項では、附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第4項から第6項までの規定に準じて算出した額を給料と

して支給するものとしております。

別表第1では、給料表中の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換え、給料表中の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定め、当該額を基準として給料を計算することとしております。

また、標準職務基準表において、5級と6級に「課長、参事」と同じ職務になっているため、6級の職務を「課長（困）、参事（困）」と整理をさせていただきます。

第8条関係、基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、地方公務員法の一部改正による短時間勤務の職の引用条項の規定の整備を行い、定年前再任用短時間勤務職員については、扶養手当、住居手当の規定は適用しないこととしております。

最後に第9条関係、基山町条例を廃止する条例の一部改正では、地方公務員法の一部を改正する法律により再任用制度が廃止されることに伴い、基山町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

条例の施行日でございますが、令和5年4月1日としておりますが、第7条中基山町職員の給与に関する条例第6条の改正規定（同条第11項の改正規定を除く。）及び附則第11条の規定は、公布の日からとさせていただきます。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第37号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書31ページをお願いいたします。

議案第37号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約の変更について詳細説明をいたします。

令和4年3月11日議決をいただき、鳥飼建設株式会社と契約をいたしました下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約について、請負代金額の変更をお願いするものであります。

議案にあります変更後の請負代金額は、消費税、消費税、地方消費税の額を加えた金額で1,217万8,100円を減額した金額となり、1億4,842万1,900円となっております。

議案・補正予算関係資料42ページに建設工事変更請負仮契約書の写しを添付しております。また、資料43ページに平面図・横断図を添付しております。

契約の主な工事では、小口径推進工法により、コンクリート管径490ミリメートルの埋設を夜間作業で行うものです。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、資料の議案・補正予算関係追加分により、変更内容の説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。通行制限に伴う交通誘導員配置図で説明をいたします。

当初設計は、交通誘導員を配置図で東西方向になる県道車道の交互交通規制を行うため、起点、終点それぞれ各1人を配置する図の交通誘導員①、②となります。合計2人を誘導員の基本配置とし、そのほか町道との交差点箇所や立坑などの作業工程上必要となる人数、図の交通誘導員③、④を加えて配置する設計で、全体の交通誘導員を574名といたしておりました。現場では夜間工事を進めるに当たり、工事用信号機を点滅させ使用することで、交通誘導員単独より遠方から交通規制状況が運転者へ伝わり、視認性が向上し、事故防止にもつながるとのことから、工事用信号機を使用し行っております。

また、図の配置された交通誘導員①、②が工事用信号機の使用で町道から県道へ進入する車両の誘導も可能となり、交通誘導員の配置人員が変わることとなりました。このため、交差点ごとに配置するのではなく、作業状況に応じて必要となる誘導員数を適時追加配置することで、結果、残工事の誘導員配置も含め、全体290人となっております。

このため、交通誘導員の減じた人数分を減額変更することで変更仮契約書を締結し、請負契約の変更をお願いいたしております。

今回の契約は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超えておりますので、建設工事変更請負仮契約を行い、契約の議決をお願いいたしております。

よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第38号 国スポ・全障スポ用卓球台等備品の取得につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の32ページをお願いいたします。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和4年11月17日指名競争入札に付した国スポ・全障スポ用卓球台等備品について、

下記のとおり取得するため地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求め
るものでございます。

物品の所在、基山町総合体育館、物品、国スポ・全障スポ用卓球台等備品、取得価格、903
万6,500円、契約の相手、ヒラノスポーツでございます。

議案資料の46ページをお願いいたします。

国スポ・全障スポ用卓球台等備品購入仮契約書の写しでございます。903万6,500円でヒラ
ノスポーツと仮契約を結び、令和5年1月31日までに基山町総合体育館へ備品を納入いた
だくものでございます。

資料の47ページをお願いいたします。

入札成績表でございます。ヒラノスポーツが税抜き価格821万5,000円で落札しております。

議案資料の48ページをお願いいたします。

備品の内訳書でございます。通常の卓球台、車椅子兼用卓球台、合わせまして28台、音を
頼りに行うサウンドテーブルテニス用の卓球台を3台、防球フェンス300台、防球フェンス
を収納する運搬車6台を購入するものでございます。

議案第38号の説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し
上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第39号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

議案書は33ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,231万7,000円を追加
し、予算総額を88億2,938万1,000円とするものでございます。

34ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款. 国庫支出金に6,016万1,000円、15款. 県支出金に3,288
万6,000円、18款. 繰入金に4,561万円、20款. 諸収入に1,425万7,000円、21款. 町債に1,620

万円の増額をお願いしております。

35ページと36ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款. 民生費に1億3,908万1,000円、10款. 教育費に1,110万5,000円の増額をお願いし、14款. 予備費を82万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

37ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。追加分として、公共施設等適正管理推進事業1,620万円の設定をお願いしております。町道及び町民会館の長寿命化事業に係るものでございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金、1節. 農業費分担金に災害復旧工事の受益者分担金として、農地農業用施設災害復旧費分担金165万8,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金346万5,000円の増額をお願いしております。地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金と障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金にそれぞれ1,529万2,000円、3,675万6,000円の増額をお願いしております。ともにサービス利用料の増加に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、1節. 社会福祉費補助金では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金に700万円の増額をお願いしております。10月6日の臨時会において補正予算第4号を御可決いただいておりますが、事業費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金では、事業費の減に伴い、デジタル基盤改革支援補助金に377万3,000円の減額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に施設型給付費負担金126万9,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に、地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

2節. 社会福祉費負担金では、保険税軽減分の減などにより、国民健康保険基盤安定負担金108万4,000円の減額をお願いしております。

次に、障害者自立支援給付費負担金と障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金にそれぞれ764万6,000円、1,837万8,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に、サービス利用料の増加に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金に佐賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金165万円の減額をお願いしております。これは一部の事業について、地域再生協議会を通さず県協議会で一括して実施することとなったためでございます。

8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金では、農地及び農業用水路の災害復旧に係る農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金663万円の追加をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金では、寄附実績等により企業版ふるさと納税寄附金130万円の増額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金にそれぞれ4,800万円の増額、239万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。ふるさと応援寄附基金繰入金の充当につきましては、議案資料の51ページに充当事業一覧表を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入、下から3番目でございますが、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金1,302万9,000円の追加をお願いしております。前年度分の精算分になります。

15ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表、地方債補正で説明をさせていただいたとおりでございます。補正額は1,620万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

16ページ以降の歳出では、人件費につきましては、人事院勧告や共済負担金負担率の見直し影響分の反映及び時間外勤務手当の増額などをお願いいたしております。

18ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費、10節. 需用費に、年度末までの必要額を見込み、光熱水費に345万3,000円、燃料費に101万5,000円の増額をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

15目. 広報情報費、12節. 委託料では、事業費の減に伴い基幹系情報システム改修委託料377万2,000円の減額をお願いしております。

23ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、18節. 負担金補助及び交付金では、不用額を見込み生活支援臨時給付金176万円の減額をお願いしております。電力・ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、事業費の不足分を見込み700万円の増額をお願いしております。

次に、27節. 繰出金に国民健康保険特別会計繰出金112万円の減額をお願いしております。保険税軽減分の減などによるものでございます。

次に、2目. 老人福祉費、24ページをお願いいたします。18節. 負担金補助及び交付金に後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）1,755万6,000円の追加をお願いしております。前年度精算分になります。

次に、6目. 障害者福祉費、19節. 扶助費に重度心身障害者医療費助成費、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費にそれぞれ129万4,000円、3,058万5,000円、7,351万2,000円の増額をお願いしております。サービス利用の増加に伴うものでございます。

25ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、12節. 委託料に不用額を見込み子育て世帯生活支援臨時給付金システム改修業務委託料122万5,000円の減額をお願いしております。

次に、19節. 扶助費では、対象児童数の増を見込み、児童手当188万5,000円の増額をお願

いしております。

次に、2目．基山っ子みらい館費、26ページをお願いいたします。10節．需用費に年度末までの必要額を見込み、光熱水費に111万円の増額をお願いしております。

5目．保育対策費、19節．扶助費では、地域型保育施設給付費596万9,000円の増額をお願いしております。公定価格のアップや園児数の増などによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費、18節．負担金補助及び交付金に、不用額を見込み、休日救急医療事業負担金412万6,000円の減額をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

2項．清掃費、2目．塵芥処理費、12節．委託料に入札減により塵芥不燃物収集運搬業務委託料396万円の減額をお願いしております。

次に、3目．し尿処理費、18節．負担金補助及び交付金では、処理量の増加に伴い167万8,000円の増額をお願いしております。

29ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、1項．農業費、2目．農業総務費、18節．負担金補助及び交付金に経営所得安定対策等推進事業費補助金165万円の減額をお願いしております。一部の事業について、地域再生協議会を通さず、県協議会で一括して実施することとなったためでございます。

30ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、2目．観光費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で計画をしております駅下ラウンジコインロッカー設置事業を、観光協会の事業として実施するための組み替えをお願いしております。

11節．役務費及び17節．備品購入費を減額し、18節．負担金補助及び交付金に観光おもてなし事業補助金として177万円の増額をお願いしております。

32ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、10節．需用費に道路及び水路の維持補修に係る修繕料324万7,000円の増額をお願いしております。城ノ上地区水路のり面修繕などに係るものでございます。

37ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費、10節. 需用費に、年度末までの必要額を見込み、光熱水費175万5,000円の増額をお願いしております。修繕料につきましては、職員室改修事業の入札減により、207万8,000円の減額をお願いしております。

次に、17節. 備品購入費では、来年度の教職員の増に伴い、職員用の机、椅子、パソコンなどの購入費といたしまして、186万2,000円の増額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費、12節. 委託料では、来年度、多目的教室へのエアコン設置を行う大規模改造事業に向けた実施設計委託料131万7,000円及び実施設計監督員支援業務委託料70万4,000円の追加をお願いしております。

39ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費、2節. 給料に106万円の減額をお願いしております。給食職員及び臨時的任用職員の不用額分になります。

40ページをお願いいたします。

4目. 図書館費、12節. 委託料では、入札減により清掃管理委託料115万4,000円の減額をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費、12節. 委託料に県内プロスポーツ交流事業委託料650万円の追加をお願いしております。ふるさと応援寄附金のうち、サガン鳥栖及び佐賀バルナーズの支援コースに御寄附をいただいた分を活用し、それぞれのチームを支援し、スポーツ振興を図るための事業を行うものでございます。

次に、2目. スポーツ振興費、17節. 備品購入費では、国スポ・全障スポの事務局用の机、椅子などの購入のため、129万9,000円の追加をお願いしております。

42ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設災害復旧費、14節. 工事請負費に、七反田地区の農地及び水路の復旧に係る農地農業用施設災害復旧工事828万8,000円の追加をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金606万9,000円の増額をお願いしております。内訳につきましては、議案資

料の58ページに掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

44ページをお願いいたします。

最後に、14款、予備費でございます。今回、82万5,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

以上で令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第40号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ112万円の減額をお願いし、総額20億5,564万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目1節の一般会計繰入金に112万円の減額をお願いしております。

内容としましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分134万8,000円の減額、保険者支援分29万4,000円の減額につきましては、令和4年度の額の確定によるものでございます。職員給与費等繰入金の52万円の増額につきましては、人件費と消耗品の増額でございます。財政安定化支援事業繰入金2,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費につきましては、10節、消耗品費20万円の増額でございます。マイナンバーカードの被保険者証としての利用の周知とマイナンバーカードの取得促進のため、チラシの全世帯配布を行うようにしております。こちらの財源といたしましては、国からの補助を受けて実施するようにしております。

同じく12節、委託料、基幹系情報システム改修業務委託料106万2,000円の増額、国保標準

システム導入委託料1,536万4,000円の増額、こちらにつきましては、現在、国のほうで国保の事務処理標準システムの導入を進めているところでございます。令和4年度中に取り組むことによりまして、国と県の財政支援が多く見込めることから、12月補正にて予算計上をお願いしております。将来的な県内の国保事務の集約の観点からも同じシステムを利用するメリットが大きいため、佐賀県の全市町において令和7年度の導入を目指しているところでございます。こちらの財源につきましては、令和4年度での改修を行います、令和5年度での財政支援となるため、今回の歳入予算につきましては計上しておりません。

続きまして、5ページから7ページをお願いいたします。

5ページの3款. 国民健康保険事業費納付金の1項. 医療給付費分、また、6ページの3款2項. 後期高齢者支援金等分、また、7ページの3款3項. 介護納付金分につきまして、それぞれ財源内訳の変更が生じております。一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増額による充当額の変更でございます。

最後に、8ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回、1,806万8,000円の減額をお願いし、財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第42号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書により、主な補正について説明をいたします。

議案書44ページをお願いいたします。

第2条、令和4年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。内容では、工事請負費を1,229万2,000円の減額補正し、合計1億2,515万5,000円といたします。

第3条、令和4年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第1項. 営業収益923万5,000円の増額をお願いし、計では2億924万7,000円といたします。下水道事業収益の補正後、4億6,105万4,000円となります。

収益的支出では、第1款第1項. 営業費用1,186万1,000円の増額をお願いし、計では3億8,256万6,000円といたします。

第2項. 営業外費用5万8,000円の増額をお願いし、計では3,113万6,000円といたします。下水道事業費用支出の補正後、4億1,470万2,000円となります。

第4条、令和4年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「166,690千円」を「163,824千円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をいたします。

資本的収入では、第1款. 資本的収入、第2項. 補助金を292万5,000円の増額をお願いし、計では8,142万円といたします。

第1款. 資本的収入、合わせて4億4,477万7,000円となります。

議案書45ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項. 建設改良費を5万9,000円の増額を補正し、建設改良費の計では4億9,054万8,000円といたします。

第1款. 資本的支出では、合わせて6億860万1,000円となります。

補正の内容につきましては、令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

実施計画兼事項別明細書1ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。1款. 下水道事業収益、第1項2目. その他営業収益、雑収益を923万5,000円の増額補正をいたします。これは3月末で終了する企業会計のため、令和4年3月末の汚水処理見込量により、宝満川流域へ支払いをしたものが精算により確定した汚水処理量との差額として余剰金分になるものでございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、3目. 処理場費、動力費253万4,000円を増額いたします。これは町内けやき台処理場ほか3か所の汚水処理に要する動力電気料の増を見込むためのものでございます。

4ページをお願いいたします。

4目. 総係費、負担金554万2,000円を増額をお願いいたします。これは宝満川流域下水道編入負担金で小郡市の繰越事業の完了により負担金が確定したことから、補正をお願いいた

します。

5目．流域下水道維持管理費、負担金336万9,000円を増額いたします。これは本町の宝満川流域内で汚水処理に要した費用である宝満川流域下水道管理負担金となっております。

6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。1款．資本的収入、2項．補助金、2目．県補助金292万5,000円を補正いたします。これは佐賀県が公共下水道事業の広域化を推進するため、生活排水処理事業交付金交付要綱に基づき交付される補助金となっております。

7ページをお願いいたします。資本的支出となります。

1款．資本的支出、1項．建設改良費、1目．下水道整備費、委託料1,229万2,000円を増額をお願いいたします。また、工事請負費1,229万2,000円を減額し、委託料との組み替えをお願いいたします。これは文化財保護法で定められた事業者の行う文化財の調査掘削の結果、遺構の調査数が増加したため、調査費の増額を見込むことによる委託費の補正をお願いしております。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を1,197万8,000円を増額をお願いし、現計予算と合わせた総額10億2,330万3,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決くださいますようお願いをいたします。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前11時38分 散会～